

廃棄物の処理及び清掃に関する

法律施行規則等の一部を改正する省令

○環境省令第三号（平成二十五年二月二十一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項中「廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものについて、当該処理したもの」を「当該ポリ塩化ビフェニル処理物」に、「場合は当該処理したもの」を「場合は当該ポリ塩化ビフェニル処理物」に改め、同条第五項中「から二四の項まで」を「から二五の項まで」に改め、「、令第二条の四第五号この指定下水汚泥を処分するために処理したものについて」を削り、「別表第一の各項」を「別表第一の一の項から二五の項まで」に改め、同条第六項中「、令第二条の四第五号ホの鉦さいを処分するために処理したものについて」を削り、同条第八項中「ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について」を削り、「一の項」の下に「及び二四の項」を加え、「対応する同項」を「それぞれ当該各項」に改め、「ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、同条第九項中「、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）について」を削り、「二の項」の下に「、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二五の項」を加え、「に対応する同項」を「ごとにそれぞれ当該各項」に改め二、ばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第三の三の項又は四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）又は燃え殻（国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、同条第十項から第十四項までを削り、同条第十五項中「第二条の四第五号カの」を「第二条の四第五号リの廃油を処分するために処理したものに係る」に改め、「、廃油（廃溶剤（トリクロロエチレンに限る。））に限り、国内において生じたものにあつては、令別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、「トリクロロエチレンに限る。）ではない」を「別表第一の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項の第一欄に掲げるものに限る。）ではない」に改め、「含まれる別表第一の九の項」の下に「から一八の項まで、二二の項及び二四の項」を加え、「に対応する同項」を「ごとにそれぞれ当該各項」に改め、「別表第六の九の項」の下に「から一八の項まで、二二の項及び二四の項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十六項から第二十五項までを削り、同条第二十六項中「第二条の四第五号キ」を「第二条の四第五号ヌ」に改め、「、汚泥、廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）のうち」を削り、「一の項」の下に「から二五の項まで」を加え、「物質に対応する同項」を「物質ごとにそれぞれ当該各項」に、「ごとに対応する同項」を「ごとにそれぞれ当該各項」に改め、「、汚濁廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、令別表第三の二六の項に掲げる工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したものについて」を削り、同項を同条第十一項とし、同条中第二十七項から第四十九項までを削り、第五十項を第十二項とし、第五十一項を第十三項とし、第五十二項を第十四項とし、第五十三項中「から第四十九項まで」を「から第十一項まで」に改め、同項を同条第十五項とする。

別表第一の一四の項第二欄中「ニミリグラム」を「十ミリグラム」に改め、同表中二四の項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

| | | |
|----|-----------|-----------------------------|
| 二四 | 一・四—ジオキサン | 試料一リットルにつき一・四—ジオキサン五ミリグラム以下 |
|----|-----------|-----------------------------|

別表第一の備考中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第二条 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次の <http://www.kankyonews.com>

ように改正する。

第一条第二項中「及び二三の項」を「、二三の項及び二四の項」に改め、同条第八項中「二二の項まで」の下に「及び二四の項」を加える。

第三条第二項中「及び二三の項」を「二三の項及び二四の項」に改め、同条第十一項中「第二条の四第五号ワ」を「第二条の四第五号チ(6)」に、「一四の項」を「一〇の項」に、「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に、「別表第六の二四の項」を「別表第六の二五の項」に改め、同条第十二項中「及び二四の項」を「、二四の項及び二五の項」に改める。

別表第一の一四の項第二機中「○・ニミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表中二四の項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

| | | |
|----|-----------|-------------------------------|
| 二四 | 一・四ージオキサン | 検液一リットルにつき一・四ージオキサン○・五ミリグラム以下 |
|----|-----------|-------------------------------|

別表第一の備考1中「から二三の項まで」を「から二四の項まで」に改め、同表の備考2中「二四の項」を「二五の項」に改める。

別表第二の一四の項第二欄中「○・ニミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|----|-----------|--------------------------------|
| 三三 | 一・四ージオキサン | 試料一キログラムにつき一・四ージオキサン○・五ミリグラム以下 |
|----|-----------|--------------------------------|

別表第三の一四の項第二欄中「○・〇ニミリグラム」を「〇ニミリグラム」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|----|-----------|-------------------------------|
| 三三 | 一・四ージオキサン | 検液一リットルにつき一・四ージオキサン○・五ミリグラム以下 |
|----|-----------|-------------------------------|

別表第四の一四の項第二欄中「○・ニミリグラム」を「〇ニミリグラム」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|----|-----------|-------------------------------|
| 三三 | 一・四ージオキサン | 試料一リットルにつき一・四ージオキサン○・五ミリグラム以下 |
|----|-----------|-------------------------------|

別表第五の一四の項第三欄中「○・ニミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表の二四の項 第二欄中「別表第三の二二の項」を「別表第三の九の項」に、「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に改め、同項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------|
| 二四 | 燃え殻若しくはばいじん（国内において生じたもの にあつては、令別表第四の七の項の第二欄に掲げる 施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内に おいて生じたものにあつては、令別表五の二四の 項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業所にお いて生じたものに限る。） | 一・四ージオ キサン | 検液一リットル につき一・四ー ジオキサン○・ 五ミリグラム以 下 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------|

別表第五の備考1中「から二三の項まで」を「から二四の項まで」に改め、同表の備考2中「二四の項」を「二五の項」に改める。

別表第六の一四の項第三欄中「〇二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表の二四の項第一欄中「別表第三の一四の項」を「別表第三の一〇の項」に、「同表の一三の項又は一四の項」を「同表の九の項又は一〇の項」に、「別表第五の二四の項」を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------|
| 二四 | 燃え殻若しくはばいじん（国内におい生じたもの にあつては、令別表第四の七の項第二欄に掲げる施 設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内にお いて生じたものにあつては、令別表五の二四の項 の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場におい て生じたものに限る。）を処分するために処理したも の | 一・四ージオ オキサン | 検液一リットル につき一・四ー ジオキサン○・ 五ミリグラム以 下 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------|

別表第六の備考1中「から二三の項まで」を「から二四の項まで」に改め、同表の備考2中「二四の項」を「二五の項」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び別表第二の二四の項中「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に改める。

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正）

第四条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年
<http://www.kankyonews.com>

総理府、厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇十二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表のセレン及びその化合物の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|--------------------|
| 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下 |
|-----------|--------------------|

別表第二の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表のシス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を二・二―ジクロロエチレンに改め、同項中「一リットルにつき」の下に「シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量」を加え、同表のセレンの項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|----------------------|
| 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令の一部改正)

第五条一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年豊背第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府、厚生省令第一号以下「省令」という。)」を「新令」に改める。

附則第二条第四項、第七項及び第十二項、第三条第一項、第三項及び第四項、第四条第二項、第四項及び第六項並びに第五条第三項中「省令」を「新令」に、同項中「された省令」を「された新令」に改め、同条第四項、第七項及び第十二項中「省令」を「新令」に、「された省令」を「された新令」に改める。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第六条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境 省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇二ミリグラム」に改め、同表のシス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「一・二―ジクロロエチレン」に改め、同項中「一リットルにつき」の下に「シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量」を加え、同表のセレンの項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|----------------------|
| 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下 |

別表第四の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表の一・一―トリクロロエタン

| | |
|----------------|---------------------|
| 一・一・二―トリクロロエタン | 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下 |
|----------------|---------------------|

の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|--------------------|
| 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下 |
|-----------|--------------------|

附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

(廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び同法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場(以下「既存一般廃棄物最終処分場」という。)並びに同法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(以下「既存管理型最終処分場」という。)に係る技術上の基準及び維持管理の技術上の基準については、当分の間、この省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「新令」という。)別表第一の一・四―.ンオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは二〇ミリグラムとする。

2 平成二十五年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準(新令別表第一の一・四―ジオキサンの項に係るものに限る。以下同じ。)については、新令第一条第三項第六号(新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以

下同じ。)中「それぞれイ及びロに掲げる頻度で二年(埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあっては、当該変更以後の二年)以上にわたり行われた」とあるのは、「保有水等の浸出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができる二回以上の」とする。

- 3 平成二十五年十二月一日から平成二十六年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「六月」とする。
- 4 平成二十六年六月一日から平成二十六年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「一年」とする。
- 5 平成二十六年十二月一日から平成二十七年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「二年六月」とする。

(廃棄物の最終処分場の廃止に関する経過措置)

第三条 平成二十五年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場について法第九条第五項(同法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。)の規定による廃止の確認を受けようとする者及び既存管理型最終処分場について法第十五条の二の六第三項において準用する同法第九条第五項の規定による廃止の確認を受けようとする者の当該廃止の確認の申請(新令別表第一の一・四―ジオキサン)の項に係るものに限る。以下単に「廃止の確認」という。)については、規則第五条の五の二第二項第四号(同令第五条の十の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第十二条の十一の二第二項第三号口中「二年以上にわたり行った」とあるのは、「二回以上の」とする。

- 2 平成二十五年十二月一日から平成二十六年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の確認については、規則第五条の五の二第二項第四号及び第十二条の十一の二第二項第三号口中「二年」とあるのは、「六月」とする。
- 3 平成二十六年六月一日から平成二十六年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の確認については、規則第五条の五の二第二項第四号及び第十二条の十一の二第二項第三号口中「二年」とあるのは、「一年」とする。
- 4 平成二十六年十二月一日から平成二十七年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の確認については、規則第五条の五の二第二項第四号及び第十二条の十一の二第二項第三号口中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

(廃棄物の埋立処分の基準に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に一般廃棄物の埋立処分を行っている埋立処分の場所(既存一般廃棄物最終処分場を含む以下「既存一般廃棄物埋立地」という。)及び産業廃棄物の埋立処分を行っている埋立処分の場所(既存管理型最終処分場を含む。以下「既存産業廃棄物埋立地」という。)に係る規則第一条の七の三第三号並びに第一条の七の四第一号二及び第二号イ(令第六条第一項第三号ホの規定により同令第三条第三号ロの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定による放流水及び保有水等の水質に係る最終処分基準省令別表第一の規定の適用については、当分の間、同表の二四―ジオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは、「一〇ミリグラム」とする。

- 2 平成二十五年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準(新令別表第一の二四―ジオキサンの項に係るものに限る。以下同じ。)については、規則第一条の七の四第一号二(令第六条第一項第三号ホの規定により同令第三条第三号ロの規定の例によることとされる場合を含む。以下同じ。)中「二年以上にわたり」とあるのは、「二回以上」とする。
- 3 平成二十五年十二月一日から平成二十六年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号二中「二年」とあるのは、「六月」とする。
- 4 平成二十六年六月一日から平成二十六年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号二中「二年」とあるのは、「一年」とする。
- 5 平成二十六年十二月一日から平成二十七年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号二中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

(余水吐きから流出する海水の水質の基準に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）第五条第一項第二号若しくは第十八号に掲げる排出方法による排出又は同条第二項若しくは第四項に規定する廃棄物の排出を行っている者が行う排出に係る埋立場所等（同条第一項に規定する埋立場所等をいう。）に設けられている余水吐きから流出する海水の水質に係る余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第三十八号）第一項第一号に規定する排水基準については、当分の間、新令別表第一の一・四―ジオキサンの中「〇・五ミリグラム」とあるのは、「一〇ミリグラム」とする。

(特定廃棄物の埋立処分に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に存する特定廃棄物（平成二十三年三月三十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）の埋立処分の基準については、当分の間、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第四の一・四1ジオキサンの中「〇・五ミリグラム」とあるのは、「一〇ミリグラム」とする。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第七条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十一号）第三条第二項中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「一四の項」を「一〇の項」に改め、同条第二項中「一三の項」を「九の項」に、「四九の項」を「四七の項」に改める。

附則第三条第一項中「一四の項」を「一〇の項」に改め、同条第二項中「一三の項」を「九の項」に、「四九の項」を「四七の項」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項を次のように改める。

第四条 削除

附則第四条第二項中「四九の項」を「四七の項」に改め、「行う限り、」の下に「第一条の規定による改正後の」を加える。

附則第五条第一項を次のように改める。

第五条 削除

附則第五条第二項中「四九の項」を「四七の項」に、「判定基準省令」を「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）」に改める。

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する件

○環境省告示第九号（平成二十五年二月二十一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を次のように改正し、平成二十五年六月一日から適用する。

（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部改正）

第一条 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第一の一の中「及びベンゼン」を「、ベンゼン及び一・四－ジオキサン」に改め、「除く。）、鉍さい若しくはばいじん」の下に「（一・四－ジオキサンの検定に係るものを除く。）」、「得られた試料液を」の下に「三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、」を加え、「グラスファイバーフィルターペーパー（GFP）」を「メンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のもの。以下同じ。）」に、「ろ過した後の」を「ろ過した」に改め、「（ろ過が著しく困難な場合は、当該試料液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液）」を削り、第一の一の表の試料の項の口中「日本工業規格Z八八〇一（一九九四）」を「日本工業規格Z八八〇一一（二〇〇六）」に改め、同表の試料液の項のイ中「純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以上六・三以下となるようにしたもの」を「水（日本工業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。）」に改め、同項口中「純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八二二以下となるようにしたもの」を「水」に改め、同項ハ中「汚泥、ばいじん若しくは燃え殻」を「汚泥若しくはばいじん、燃え殻」に、卑純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八二二以下となるようにしたもの」を「水」に改め、同項ハの次に次のように加える。

二 イからハまでにおいて用いる容器の容積は溶媒の体積のおおむね二倍とする。

第一の一の表の溶出の項中「連続して」の下に「水平に」を加える。

第一の二中「純水」を「水」に改め、「その試料液を」の下に「三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、」を加え、「グラスファイバーフィルターペーパー（GFP）」を「メンブランフィルター」に、「ろ過した後の」を「ろ過した」に改め、「（ろ過が著しく困難な場合は、当該試料液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液）」を削る。

第一の三中「純水」を「水」に改める。

第二中「に係る汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの」の下に「、一・四－ジオキサンの検定に係るばいじん及びばいじんを処分するために処理したもの」を加え、「当該汚泥若しくは当該揮発性物質の検定に係る汚泥を処分するために処理したもの」を「これらの産業廃棄物」に改め、第二の表中「日本工業規格K〇一〇二（一九九八）」を「日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）」に、「日本工業規格K〇〇九三（一九九五）」を「日本工業規格K〇〇九三（二〇〇六）」に改め、第三号の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三四一・四－ ジオキサン | <p>イ 第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、水質環境基準告示付表七に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第九に掲げる方法</p> |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第二の表の備考1中「汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの」を「汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの」に、「及び第二三号」を「第二三号及び第三四号」に、「日本工業規格K〇一二五（一九九五）の二の（八）に定める」を「第一の表の試料液の項のイに規定する」に改め、「ものとする。」の下に「この場合において、別表第二（三）ハ中「汚泥」とあるのは「汚泥又はばいじん」と、同表出ハ中「埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする汚泥又はこれを処分するために処理したもの」

とあるのは「埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする汚泥若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分を行おうとする汚泥を処分するために処理したもの」とあるのは「海面埋立処分を行おうとする汚泥又はばいじんを処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分を行おうとする汚泥又は海洋投入処分」とあるのは「海面埋立処分を行おうとする汚泥若しくはばいじん又は海洋投入処分」と読み替えるものとする。」を加え、同表の備考2中「（日本工業規格K〇一二五（一九九五）の二の（八）に定めるものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、「充てん」を「充填」に改める。

第三の表第二号中「及び当該汚泥を処分するために処理したもの」を「及び一・四―ジオキサンの検定に係るばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの」に改める。

別表第一中「純水」を「水」に改め、同表の備考中「日本工業規格K〇〇九三（一九九五）」を「日本工業規格K〇〇九三（二〇〇六）」に改める。

別表第二日イ中「蒸留水又はイオン交換水」を「水」に改め、同表（二）中ニからトまでを削り、チをニとし、リをホとし、同表（二）ホ（ロ）中「充てん」を「充填」に改め、同表（三）ハ（イ）及び（ロ）中「水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以上六二二以下となるようにしたもの（注十一）」を「水」に、「注十二」を「注十一」に改め、同表（三）ハ（ハ）中「注十三」を「注十二」に、「注十四」を「注十三」に、「水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの（注十一）」を「水」に改め、同表（三）ハ（ニ）中「注十五」を「注十四」に改め、同表（三）ハ（ホ）中「上澄み液約二十ミリリットルを、あらかじめろ紙を装着したろ紙ホルダーを接続しておいたガラス製注射筒（容量二十ミリリットルのもの）の外筒に静かに採り、注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数ミリリットルを排出し、次に共栓付試験管（容量二十五ミリリットルのもの）にろ液」を「混合液」に改め、「（注十六）」を削り、同表（三）ニ（ロ）中「注十七」を「注十五」に改め、同表（三）ニ（ハ）中「注十八」を「注十六」に改め、同表（三）（注十一）を削り、同表（三）（注十二）中「注十三」を「注十二」に改め、同表（三）（注十二）を同表（三）（注十一）とし、同表（三）中（注十三）を（注十二）とし、（注十四）を（注十三）とし、（注十五）を（注十四）とし、同表（三）（注十六）を削り、同表（三）中（注十七）を（注十五）とし、（注十八）を（注十六）とし、同表中「注十九」を「注十七」に改め、同表（四）（注十九）を同表（四）（注十七）とする。

別表第三（一）イ中「別表第二（一）イに定めるもの」を削る。

別表第四（一）中「（日本工業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三のものをいう。以下本表において同じ。）」を削る。

別表第五中「純水」を「水」に改め、同表（三）イ（イ）中「毎分約三千回転で」を「三千重力加速度で」に改める。

別表第六（一）イ中「日本工業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三のものを削り、同表（一）ロ中「日本工業規格K八二二三二九九四）」を「日本工業規格K八二二三（二〇〇六）」に改め、同表（一）ハ中「日本工業規格K九〇〇五（一九九六）」を「日本工業規格K九〇〇五（二〇〇六）」に改め、同表（一）ニ中「日本工業規格K八五七六（一九九四）」を「日本工業規格K八五七六（二〇〇六）」に改め、同表（一）ヘ中「日本工業規格K八七九九（一九九二）」を「日本工業規格K八七九九（二〇一二）」に、「日本工業規格K八一〇二（一九九四）」を「日本工業規格K八一〇二（二〇一二）」に改め、同表（一）ト中「充てん」を「充填」に改め、同表（一）リ中「日本工業規格K八〇〇五（一九九二）」を「日本工業規格K八〇〇五（二〇〇六）」に改め、同表（二）ハ中及び同表（二）（注六）中「充てん」を「充填」に改め、同表（三）（注十）中「日本工業規格K八九五一（一九九五）」を「日本工業規格K八九五一（二〇〇六）」に改める。

別表第七の第一（一）イ中「日本工業規格K〇一二一（一九九三）の五二に定めるもの」を削り、同表の第一（一）ロ中「日本工業規格K〇二二四（一九八三）の四・二の（有）」を「日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の附属書一のXIV」に、「ベリリウム検量線用溶液」を「もの」に改め、同表の第一（三）イ中「日本工業規格K〇一〇二（一九九八）」を「日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）」に改め、同表の第一（三）ロ中「日本工業規格K〇一三（一九九三）の六」を「日本工業規格K〇一二一（二〇〇六）の八」に改め、同表の第二（一）を次のように改める。

（二） 試薬

イ 第一（一）に定めるもの

ロ 硝酸パラジウム（II）溶液

日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十四・二に定めるもの

別表第七の第二（二）ハを次のように改める。

ハ ベリリウム中空陰極ランプ又は無電極放電ランプを備えた電気加熱原子吸光分析装置

バックグラウンド補正が可能なもの

別表第七の第二(二)ニ中「日本工業規格K二〇五(一九九五)」を「日本工業規格K二〇五(二〇〇五)」に改め、同表の第二(三)イ中「日本工業規格K〇一〇二(一九九八)」を「日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)」に改め、同表の第二(三)ロ中「日本工業規格K〇一〇二(一九九三)の六」を「日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十四・二に改め、同表の第二(三)(注三)中「〇・〇五ミリグラム相当の硝酸マグネシウム」を「硝酸パラジウム」に改め、「添加する。」の下に「操作は日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十四・二に定める方法によって行う。」を加え、同表の第三(一)を次のように改める。

(一) 試薬

イ 第一(一)に定めるもの

ロ イットリウム溶液(五十マイクログラム毎ミリリットル)

日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の四十七二の備考五の村に定めるもの

別表第七の第三(三)イ中「日本工業規格K〇一〇二(一九九八)」を「日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)」に改め、同表の第三(三)ロ中「日本工業規格K〇二六(一九九五)の五に定める」を「全量フラスコ(容量百ミリリットルのもの)に採り、内標準法の」に、「プラズマトーチ中に噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を測定する(注一)。」を「イットリウム溶液(五十マイクログラム毎ミリリットル)十ミリリットルを加え、水を標線まで加える。」に改め、同表中第三(三)ニを第三(三)ホとし、第三(三)ハを第三(三)ニとし、第三(三)ロの次に次のように加える。

ハ ロの溶液を日本工業規格K〇一一六(二〇〇三)の五に定める操作に従って、プラズマ中に噴霧し、ベリリウム(三百十三・〇四ナノメートル、二百三十四・九ナノメートル又は三百十三・二ナノメートル)及びイットリウム(三百七十一・〇三ナノメートル)の発光強度を測定し、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求める(注一)。

別表第七の第三(三)ニ中「イの操作を行う前の検液の量と同量の水を採り、イ及びロの操作を行って、検液について得た指示値」を「試料に代えて水を用いてイ及びロの操作を行い、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求め、ハで得た発光強度比」に改め、同表の第三(三)(注二)中「検量線法」を「内標準法」に、「日本工業規格K〇一一六(一九九五)の五・八・三の(二)を「日本工業規格K〇一一六(二〇〇三)の五・八・三のb」に改め、同表の第三(四)中「検液と同じ条件になるように酸を加えた後」の下に「イットリウム溶液(五十マイクログラム毎ミリリットル)十ミリリットルを加え」を加え、「(三)ロの操作を行う」を「ハの操作を行い、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求める」に、「条件になるように酸を加えた後、(三)ロの操作を行って標準液について得た指示値を補正し」を「操作を行って」に、「量と指示値」を「量とイットリウムに対するベリリウムの発光強度比」に改め、同表の第三の次に次のように加える。

第四 ICP質量分析法

(一) 試薬

第一(一)に定めるもの

(二) 器具及び装置

CP質量分析計

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行った検液に内標準元素を加え、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十二・五に定める操作に従って、プラズマ中に噴霧し、内標準元素に対するベリリウムの質量数/電荷の指示値との比を求める(注一)。

ハ 空試験として、イの操作を行う前の検液の量と同量の水を採り、イ及びロの操作を行って、検液について得た定量値を補正する。

ニ 内標準法からベリリウムの量を求め、検液中のベリリウムの濃度を算出する(注二)。

(注一) ベリリウムの質量数は九で、内標準元素はイットリウムを用いる。ただし、検液にイットリウムが存在する場合は、ガリウム、ゲルマニウム等検液に含まれない元素を用いる。

(注二) 塩類濃度が高く内標準法が適用できない場合には、日本工業規格K〇一三三(二〇〇七)の十二・二c)のに定める標準添加法を用いる。

(四) 検量線の作成

ベリリウム標準液を全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に段階的に採り、(三)イの操作を行った検液と同じ条件になるように酸及び内標準液を加えた後、水を標線まで加える。この溶液について出口の操作を行う。別に空試験として水について検量線の作成に用いた標準溶液と同じ条件になるように酸及び内標準液を加えた後、田口の操作を行って、ベリリウムと内標準元素の指示値との比を求め、ベリリウムの量との関係線を作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

別表第八の次に次のように加える。

別表第九

(一) 試薬

イ 水（注一）

ロ メタノール

日本工業規格K八八九一（二〇〇六）に定めるもの（注一）

ハ 一・四－ジオキサン

日本工業規格K八四六一（二〇〇七）に定めるもの

ニ 一・四－ジオキサン標準原液（一グラム毎リットル）

一・四－ジオキサン標準物質百ミリグラムを全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に採り、メタノールを標線まで加えたもの（注二）

ホ 内標準原液（一グラム毎リットル）

一・四－ジオキサン－d八標準品百ミリグラムを全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に採り、メタノールを標線まで加えたもの（注二）

ヘ 内標準液（百ミリグラム毎リットル）

内標準原液十ミリリットルを全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に採り、水を標線まで加えたもの（注三）

（注一） 一・四－ジオキサンを含まないことを確認しておく。

（注二） 暗所摂氏マイナス二十度以下で保存する。

（注三） 暗所摂氏四度で保存し、保存期間は一月とする。

(二) 器具及び装置

イ バイアル

ガラス製で、試料五グラム及びメタノール十ミリリットルを入れ超音波抽出を行うことができる容量があり、密栓できるもの

ロ ガラス製注射筒

容量五ミリリットルのもの

ハ カートリッジ型ODS充填カラム

あらかじめメタノール十ミリリットル及び水二十ミリリットルで洗浄したもの

ニ カートリッジ型陰イオン交換樹脂充填カラム

あらかじめ〇・二モル毎リットル水酸化ナトリウム十ミリリットル、メタノール二十ミリリットル及び水二十ミリリットルで洗浄したもの

ホ カートリッジ型陽イオン交換樹脂充填カラム

あらかじめ一モル毎リットル塩酸十ミリリットル、メタノール二十ミリリットル及び水二十ミリリットルで洗浄したもの

ヘ マイクロシリンジ

別表第二日二に定めるもの

ト ガスクロマトグラフ質量分析計

次の条件を満たすもの又はこれと同等以上の分離能、定量精度を有するもの

(イ) ガスクロマトグラフ

(i) キヤピラリーカラム（注四）

内径〇二ミリメートル以上〇二二ミリメートル以下、長さ二十五メートル以上百二十メートル以下の石英ガラス製、硬質ガラス製若しくは内面を不活性処理したステンレス鋼製のものであって、内面にフェニルメチルポリシロキサン若しくはジメチルポリシロキ

サンを〇二マイクロメートル以上三マイクロメートル以下の厚さで被覆したもの又はこれと同等の分離能を有するもの

(ii) キャリヤーガス

体積百分率九十九・九九九九以上のヘリウム（注五）であって、線速度を毎秒二十センチメートル以上四十センチメートル以下としたもの

(iii) 試料導入方法

一對十のスプリット比で導入できるもの

(iv) 試料導入部温度

摂氏百五十度以上二百五十度以下

(v) カラム槽昇温プログラム

摂氏三十五度から二百三十度までの温度調節の精度があり、昇温が可能なもの（例えば、摂氏四十度に約二分間保ち、毎分摂氏三度で摂氏百度まで昇温した後に、毎分摂氏三十度で摂氏二百二十度まで昇温し、四分間保つことができるもの。）

(ロ) 質量分析計

(i) 検出器

電子衝撃イオン化法（EI法）が可能で、選択イオン検出法又はこれと同等の性能を有する方法でクロマトグラム測定が可能なもの

(ii) イオン源

温度を摂氏百五十度から二百五十度までに保つことができるもの

(注四) きょう雑物の影響がある場合、シアノプロピルメチルポリシロキサンを被覆したもので分離できることがある。

(注五) キャリヤーガスから対象とする物質が検出された場合は、モレキュラーシーブ等を充填した精製管で精製する必要がある。

(三) 試験操作（注六）

イ 試料の取扱い

別表第二(三)に準じて取り扱う。

ロ 試料の作成

別表第三日に準じて取り扱う。

ハ 検定操作

(イ) 試料五グラムをバイアルに正確に計り取り、これに内標準液適量とメタノール十ミリリットルを加えて密栓する。（注七）（注八）

(ロ) 三十秒程度振り混ぜた後、超音波洗浄器の洗浄槽に入れ、十分間抽出し、静置する。

(ハ) 上澄みのメタノール層五ミリリットル（注九）をカートリッジ型ODS充填カラムに通し、精製する。

(ニ) の精製液四ミリリットルを、連結したカートリッジ型陰イオン交換樹脂充填カラム及び陽イオン交換樹脂充填カラムに通し、精製する。

(ホ) 国の精製液の一定量（例えば一マイクロリットル）をマイクロシリンジを用いて採り、直ちにガスクロマトグラフ質量分析計に導入する。

(ヘ) 一・四ージオキサン及び一・四ージオキサンーd八の保持時間、定量用質量数及び確認用質量数（注十）のイオン強度比を確認し、該当するピーク面積を測定する。（注十一）

(ト) 検量線から一・四ージオキサンの重量を求める。

(チ) 空試験として、バイアルに内標準液適量とメタノール十ミリリットルを加えて密栓した後に（ロ）から（ヘ）までの操作を行い、検液の測定結果を補正する。

(注六) 試料を分析する前に添加回収試験を行い、一・四ージオキサンの回収率が七十パーセント以上百二十パーセント以下であることを確認する。

(注七) 試料が固まっている場合にはガラス棒を用いて破碎すること。

(注八) ハ榊でガスクロマトグラフ質量分析計に導入する検液一ミリリットルにつき、一・四ージオキサンーd八を〇・五マイクログラム含むように調製する。

(注九) 所定量の上澄み液が得られない場合は、遠心分離を行うことにより、上澄み液を得る。

(注十) 定量用質量数及び確認用質量数の例として、一・四ージオキサンではそれぞれ八十八及び

五十八、一・四―ジオキサン―d八ではそれぞれ九十六及び六十四がある。

(注十一) 検量線の上限を超える場合には、ハ(代)で加えるメタノールの量を増やす。

(四) 検量線の作成

一・四―ジオキサン標準原液を段階的に採り、内標準原液を加えてメタノールで希釈する(注十二)。この溶液を用いて田のハ(代)及びNの操作を行い、一・四―ジオキサン及び内標準物質(一・四―ジオキサン―d八)の含有量比とピーク面積比との関係線を作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

(注十二) この溶液一ミリリットルにつき、一・四―ジオキサンを〇・〇二五マイクログラム以上〇・五マイクログラム以下、一・四―ジオキサン―d八を〇・五マイクログラム含むように調製する。

備考

この検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。

(特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正)

第二条 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成四年七月厚生省告示第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「第十四項、第四十九項及び第五十二項」を「第九項、第十一項及び第十四項」に改め、「規則第一条の二第五項」の下に「第九項及び第十一項」を加える。

第四号中「から第十三項まで並びに第十五項から第四十八項まで」を「から十一項まで」に改め、「(規則第一条の二第五項)」の下に「第九項及び第十一項」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第五十一項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正)

第三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第五十一項の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成十二年一月厚生省告示第四号)の一部を次のように改正する。

題名中「第一条の二第五十一項」を「第一条の二第十三項」に改める。

本則中「第一条の二第五十一項」を「第一条の二第十三項」に改める。

(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部改正)

第四条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等(平成二十一年十一月 環境省告示第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。